



とく とく
知っ得! 納得! ちょっと聞い

とく
得!

自分らしく
生きるための

けんりようごこうざ
権利擁護講座

『権利擁護ってなんだろう?』『成年後見制度ってどんな制度?』

ひとりひとりが、人間らしい生活をするための大切な権利のひとつに「人権」があります。例えば、好きな服を着ることなど「あたりまえ」と思われていること…。

しかし、年を重ねることで物忘れが多くなったり、物事を判断する力が衰えたりすると、こうしたあたりまえの権利を自分で守ることが難しい場合があります。

知的障がいや精神障がいなどにより、自分で自分のことを決めることが難しい方も少なくありません。



「私たちに何かあった時、知的障がいのあるこの子の生活が心配です。」

「最近物忘れがひどくなり、印鑑や大事な書類の管理が心配です。」



権利を守り、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための事業や制度を一緒に学んでみませんか?



出前講座

楽しく、わかりやすい講座をお届けします。

権利を守るために使える制度について学べる講座を用意しています。

初級編Ⅰ 権利擁護マンガ「田中さん物語」「とおるさん物語」日常生活自立支援事業と成年後見制度をマンガで学べます。

初級編Ⅱ O×クイズ「成年後見制度～どんな人が使うの?」クイズをしながら一緒に考えましょう。

中級編 ワークカード「後見人は何をしてくれる人?」後見人の役割やできること、できないことについて話し合いながら考えます。

ご利用ガイド



- ご利用いただける方は?** 上越市にお住まいまたはお勤めの方。
5名以上のグループでお申込みください。(例えば、町内会や民生委員の勉強会、団体の研修の一環、お友達や親族の集まりなど、お気軽にご利用ください。)
- ご利用時間は?** 平日9時～17時の間の1時間～1時間半程度
(上記以外のご希望についてはご相談ください。)
- 場所は?** 上越市内の会場を申込者でご用意ください。
(会場が用意できない場合はご相談ください。)
- 費用は?** 講師派遣料は無料です。講座に要する費用(会場の使用料など)は申込者の負担となります。
- 申込方法は?** 開催希望日の1カ月前までにご連絡ください(①日時②会場③対象者④人数⑤代表者連絡先など)。なお、業務の都合によりご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。



専門家による

ミニ講座

最期まで「自分らしく生きる」ための制度について、一緒に学んでみませんか？
お一人でも気軽にご参加いただけます。

学ぼう！


役立つ制度や情報

自分の権利を護るために知っておきたい
「成年後見制度」
「遺言・相続」「医療」
について一緒に学びましょう。



上越市社協オリジナル
エンディングノート
「わたしノート」を初回
参加時にお渡しします。
「わたしノート」を利用
しながら受講いただきます。



	第1回	第2回	第3回
内容	<p>「知って安心身近な制度 ～成年後見制度～」</p> <p>「物忘れがひどくなった親が心配・・・」 「障がいのある子の将来が心配・・・」 「いつまでも自分らしく生活したい」 「最近よく聞く成年後見制度ってどんな制度なの？」 皆さんの権利や財産を守る身近なくみについて一緒に学んでみませんか。</p> <p>講師：弁護士</p>	<p>「これだけは知っておきたい遺言・相続」</p> <p>「相続人と相続分」 「遺言の形式や長所・短所」 「正しい遺言の作成方法」などについて、わかりやすく説明します。</p> <p>講師：公証人</p> 	<p>「いざという時あわてない～医療について～」</p> <p>「重病の告知？」 「延命措置って？」・・・ 自分だったら、家族だったら・・・ 判断を迫られたとき、あわてないために今のうちから自分らしく生きることを考えてみませんか。</p> <p>講師：医療関係者</p>
会場	前期：ユートピアくびき希望館（頸城区百間町716）		
日時	6月9日（土） 10：00～11：30	6月23日（土） 10：00～11：30	7月7日（土） 10：00～11：30
	後期：上越市福祉交流プラザ（寺町2丁目20番1号）		
	11月17日（土） 10：00～11：30	12月1日（土） 10：00～11：30	12月15日（土） 10：00～11：30

対象：上越市にお住まいの方（各回30人先着）

参加費：100円

申込方法：開催日の1ヵ月前から申し込みを受け付けます。1週間前までに電話またはファックスでお申し込みください。

詳しくは社協だより5月、10月号をご確認ください。

赤い羽根共同募金配分金事業

■主催/上越市社会福祉協議会

■共催/上越市

<問合せ先> 上越市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護・生活支援係
☎521-1212 fax526-1230